

イギリスにおける独立財政機関創設 —イギリスの2011年予算責任及び会計検査法—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶

【目次】

はじめに

I イギリスの予算制度の要点

II 財政ガバナンス

1 現在の財政ガバナンスの体系

2 これまでの財政ガバナンスとその問題

3 予算責任局創設に至る流れ

おわりに—予算責任局の直面する課題—

翻訳：2011年予算責任及び会計検査法（第1部、附則
第1）

はじめに

2010年5月11日に発足した保守党／自由民主党の連立政権は、これまでの財政ガバナンスの手法を改革し、新たな枠組みを打ち出した。その中心となるのが、財政政策の目標「財政課題」を定める予算責任憲章と、政府から独立した立場で経済財政見通しを作成し、「財政課題」の達成度合いについて評価を行うことを任務とする予算責任局（Office for Budget Responsibility、以下「OBR」という。）である。

本稿では、財政制度とも関わる予算制度の要点を紹介し、次に現連立政権下における財政ガバナンスの体系、前政権下の制度、OBR創設に至る経緯、そして今後の課題を概説し、OBR創設及び予算責任憲章策定の法的根拠と

なる2011年予算責任及び会計検査法（Budget Responsibility and National Audit Act 2011 c.4、以下「2011年法」という。）の関連規定（第1部第1条 - 第10条及び附則第1）の翻訳を付す。

なお、2011年法は2010年10月21日に上院に提出され、翌年3月22日に下院第三読会で可決され、同日女王裁可を受けて成立した法律である⁽¹⁾。

I イギリスの予算制度の要点

会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。予算過程は、次のような段階で進められる。

(1) 秋季財政演説（Autumn Statement）

例年11月から12月にかけて行われる。1975年産業法（Industry Act 1975 c.68、以下「1975年法」という。）は財務省が年に2回経済見通しを行うことを義務づけており（2011年法で廃止。II 2参照）、その1つ（もう1つは後述する予算公表において行われる）がここで行われる。政府は、進行中の会計年度に関する短期的な経済財政見通しに加え、次の会計年度予算に向けて経済・財政政策や税制改正の方向性等を公表し⁽²⁾、これを財務大臣による秋季財政演説という形で下院に報告する。もともと秋季財政演説は経済財政見通しと公共支出の大まかな

(1) この法律のもう1本の大きな柱が、下院が所轄する行政監視機関である会計検査院の機能改革である。河島太郎「イギリス会計検査院の機構改革—2011年予算責任及び会計検査法（会計検査関係）—」『外国の立法』256号、2013.6, pp.3-25. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8220776_po_02560002.pdf?contentNo=1> 以下、インターネット情報は2015年1月15日現在である。

(2) 田中秀明『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』日本評論社、2011, p.171.

割当てに関するもので、税制を主に扱う予算公表との違いが明確だったが、年々その違いが薄まり、秋季財政演説で予算公表によって正式に導入される税制の予告が行われるようになった⁽³⁾。

なお労働党政権下(1997年5月-2010年5月)においては、1998年財政法(Finance Act 1998 c.36、以下「1998年法」という。)によって秋季財政演説の代わりに予算前報告書⁽⁴⁾(Pre-Budget Report)を予算公表の3か月前に公表することが義務づけられ、予算で導入を検討している重要な財政政策の変更についての提案を含むものと定められていた⁽⁵⁾が、2011年法によって廃止された。

(2) 予算公表 (Budget)

例年次の会計年度が始まる前の3月のいずれかの水曜日に行われる。財務大臣は下院で財政演説を行い、公表する財政状況・予算報告書の中で、1975年法に定められた経済見通しに加え、課税や歳出の方向性等の財務政策の概略を明らかにする⁽⁶⁾。

予算公表で提案された課税率の変更は即座に下院で暫定課税徴収(Provisional Collection of Taxes)動議にかけられ、承認されればその日の午後6時に施行される。新規の課税導入等については、財政演説から通例4日にわたって行われる下院の討議で個別に決議にかけられ、こ

れも即座に施行されることとなる。ただし決議によって施行される課税の効果は暫定的なもので、1968年暫定課税徴収法(Provisional Collection of Taxes Act 1968 c.2)において8月5日に失効することが定められており、これに恒久的な法的効果を与えるにはそれまでに「財政法(Finance Act)」を成立させなければならない⁽⁷⁾。また所得税と法人税は年度ごとに財政法によって有効となる課税であり、これらは同じく財政法によって更新されることとなる⁽⁸⁾。財政法については選挙の審判を受けた下院は上院に対して明確な優位を持ち、上院は法案の条項を修正することができず同院における審議は形式的なものである⁽⁹⁾。財政法は通例、7月に成立する。

(3) 歳出

新会計年度に先立つ2月に暫定予算(Vote on Account)の承認が行われ、前年度予算の45%が計上され、新会計年度に先立って議会が承認したサービス継続限定の費用として充てられる⁽¹⁰⁾。この手続は、歳出予算(予測及び調整)法(Supply and Appropriation (Anticipation and Adjustments) Act)の成立という形式をとる。新会計年度が始まると、政府は歳出予算(当初予算)法案(Supply and Appropriation (Main Estimates) Bill)を提出し、前述の暫定予算が尽きてしま

(3) Emily Young, "Autumn Statement: What is it?," *BBC News*, 18 November 2014. <<http://www.bbc.com/news/business-25056470>>

(4) 田中 前掲注(2), p.171.

(5) 近藤俊之「政権交代後の英国の経済、財政運営について—保守・自民連立政権による新たな予算を中心に—」『経済のプリズム』No.81, 2010.8, p.3. <http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h22pdf/20108101.pdf>

(6) 松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』688号, 2008.5, p.116. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999664_po_068806.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(7) Antony Seely, "The Budget and the annual Finance Bill," *House of Commons Library Standard Note*, SN813, 5 December 2013, p.2. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN00813.pdf>>

(8) *ibid.*, p.2.

(9) Seely, *op.cit.* (7), p.5.

(10) 松浦 前掲注(6), p.115.

う夏までに該当する年度の当初予算を成立させる⁽¹¹⁾。これらの法案の審議は形式的なもので、議論は行われない⁽¹²⁾。

なお労働党政権下においては、歳出は春の補正予算と前年度の超過支出を承認する3月の歳出法 (Appropriation Act)、当初予算と夏の補正予算を承認する7月の歳出法、冬の補正予算と暫定予算を承認する12月の国庫金支出法 (Consolidated Fund Act) によって定められてきた⁽¹³⁾。

II 財政ガバナンス

1 現在の財政ガバナンスの体系

保守党及び自由民主党の連立政権は、成立した2010年5月に新しい財政の枠組みを導入し、翌2011年3月22日にこれを2011年予算責任及び会計検査法第1部として法制化した。前述したように、予算責任憲章とOBRがその中心的役割を担うことになる⁽¹⁴⁾。

(1) 予算責任憲章

2011年法は前労働党政権時代の財政安定化

規律や財政赤字削減目標を定めた一連の法規定 (II 2 参照) を廃止して、予算責任憲章を政府の財政政策及び国債管理政策の目標並びにその遂行手段 (財政課題) を定める規範としている。法律ではないが、予算責任憲章の施行及び修正には議会の決議が必要となる。予算責任憲章が掲げる財政課題は「5年の見通し期間で、景気循環の影響を除去したベースでの構造的経常財政赤字を黒字化させること」⁽¹⁵⁾であり、これは次の2つの目標によってさらに補足される⁽¹⁶⁾。

- (a) 公的部門の純債務対 GDP 比が2015年度には減少に転じるようにし、財政を持続可能な道筋に載せる⁽¹⁷⁾。
- (b) 5年の見通し期間において、財務省が最新の予算報告書で定めた額で、福祉支出に上限を設ける⁽¹⁸⁾。

(2) 予算責任局

OBRは議長を含む3名の理事によって構成される予算責任委員会と、これを支援する2名で構成される非執行委員会、そしてこれらの委員会に任命された委員会又は小委員会で構成された独立機関である。OBRは国家財政の持続

(11) HM Treasury, *Central Government Supply Estimates 2014-15: Vote on Account 2014-15 for the year ending 31 March 2015*, HC1007, 2014, p.7. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/279027/vote_on_account_2014_15_120214.pdf>

(12) 議会ウェブサイトにおける、2013年度のそれぞれの法案を記載したウェブページの記述に依る。2013年歳出予算 (予測及び調整) 法 <<http://services.parliament.uk/bills/2012-13/supplyandappropriationanticipationandadjustments.html>> 2013年歳出予算 (当初予算) 法 <<http://services.parliament.uk/bills/2013-14/supplyandappropriationmainestimates.html>>

(13) 松浦 前掲注(6), pp.115-116.

(14) European Commission Directorate-General for Economic and Financial Affairs, *Fiscal frameworks across Member States: Commission services' country fiches from the 2011 EPC peer review*, Occasional Papers 91, February 2012, p.73. <http://ec.europa.eu/economy_finance/publications/occasional_paper/2012/pdf/ocp91_en.pdf>

(15) HM Treasury, *Charter for Budget Responsibility: March 2014 update*, 2014, p.7. <http://budgetresponsibility.org.uk/wordpress/docs/Charter_budget_responsibility_update_web.pdf>

(16) *ibid.* これらの補足目標は2014年3月当時のものである。

(17) 財政制度等審議会財政制度分科会『海外調査報告書』2014. 7, p.51. <http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/kaigaichyosa2607/00.pdf>

(18) 2014年12月4日の秋季財政演説の中で、年金と失業手当を除く2015年度の福祉手当の上限を1298億ポンドと定めている。HM Treasury, *Autumn Statement 2014*, Cm 8961, 2014, p.31. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/382327/44695_Accessible.pdf>

可能性について検証し、報告することを主任務とすることが定められ、任務遂行に必要なあらゆる政府情報にアクセスする権限を有する。その具体的な役割としては、特に次のことを行うことが求められる。

- ①年2回、(5か年先までの)⁽¹⁹⁾経済財政見直し及び財政課題が達成された、又は達成されそうな度合いの評価(確率が50%以上あるか否かを判断する)⁽²⁰⁾を行うこと。これらは経済財政展望(Economic and fiscal outlook)という形で、秋季財政演説(11月又は12月)及び予算公表(3月)にあわせて発表される。
- ②年1回、OBRが前回作成した経済財政見通しの正確性の評価(Forecast evaluation report、10月)及び国家財政の持続可能性の分析(Fiscal sustainability report、7月)を発表すること。

2011年法は1975年法を改正し、財務省による年2回の経済見通しの発表の制度を廃止しており、OBRが中立的立場から経済見直しを行い、財政課題達成の監査を行うこととなった。つまり秋季財政演説と予算公表における経済見直し公表の法的根拠は、2011年法ということになる。

この制度下における財政規律の法的拘束力であるが、前述したように予算責任憲章は下院の承認を受けており、政府の財政課題達成に対して相応の強制力を発揮する性質のものである。

ただし、「いかなる議会も未来の議会を縛れない原則」⁽²¹⁾がある以上、それだけではこれまでの様々な財政規律の法律や枠組みと同様に、政治家が必要に応じてこれを改正してしまうという問題は免れない。実際に2014年秋季財政演説における経済財政見直しの中で、OBRは財政課題の補足目標(a)が達成できないと予測しており、政府はこれを踏まえて予算責任憲章を修正し、当該補足目標の達成年度を2015年度から2016年度に改めている⁽²²⁾。その意味では、オズボーン(George Osborne)財務大臣が「自分の背中を叩くための棒」と評している⁽²³⁾ように、中立なOBRによる課題達成評価は、政敵に格好の攻撃材料を与えるという形でその拘束力を担保するともいえる。

(3) 欧州連合の財政規律との関係

なお、欧州連合の財政規律の枠組みについては、イギリスが独自通貨を維持しているため、その拘束力は限定的である。

過剰財政赤字是正手続について述べれば、イギリスは過剰財政赤字に関する監視は受けているが、回避義務が適用されず⁽²⁴⁾、過剰財政赤字認定を受けても指導・制裁を受けない⁽²⁵⁾。また2012年12月には、加盟国の財政規律向上を目的とした「経済通貨同盟(EMU)における安定、協調、統治に関する条約(Treaty on Stability, Coordination and Governance in the Economic and

(19) なお、予算責任憲章はOBRが任務を遂行する上での指導規範となるものであり、()内の記述は予算責任憲章によって定められたものである。

(20) 同上。

(21) 不文憲法かつ議会主権のイギリスにおいては、現行議会の決定が至上の力を持ち、議会のいかなる法律も未来の議会を拘束することができないという意味である。Cathy Corrie et. al., *The debt ratchet*, Reform, March 14, 2014, p.3. <http://www.reform.co.uk/wp-content/uploads/2014/10/Budget_paper_2014_AW_WEB.pdf>

(22) HM Treasury, *Charter for Budget Responsibility: Autumn Statement 2014 update*, 2014, p.7. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/386973/charter_for_budget_responsibility_AS2014_web.pdf>

(23) “Reforming fiscal forecasts: The new scorekeeper: Why budgets will be more grown-up,” *Economist*, May 20th 2010. <<http://www.economist.com/node/16171301>>

(24) 庄司克宏『新EU法 政策篇』岩波書店, 2014, p.372.

(25) 同上。ただし回避する努力義務は有している。「イギリスに係る諸規定に関する第15議定書」(Protocol (No 15) on certain provisions relating to the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)を参照。

Monetary Union)」（通称「財政協定」(Fiscal Compact)）が調印されたが、イギリスはこれにも参加していない。

2 これまでの財政ガバナンスとその問題

イギリスには財政に関する大枠を定める成文法の枠組みが存在せず⁽²⁶⁾、複数の法律にまたがる断片的規定によって定められており、その時々政権によって少しずつ運用が変更されてきた。

2011年法制定に先立つ関連法は、前労働党政権の元で制定された1998年法及びその枠組みを補足した2010年財務責任法 (Fiscal Responsibility Act 2010 c.3、以下「2010年法」という。)である。1998年法は議会の承認の下「財政安定化規律」を策定することを可能とし、同規律は政府の借入を投資目的に限定し、国債発行額を純投資額までとすること(ゴールデン・ルール)、さらに公的純債務残高を対GDP比で安定かつ慎重なレベル(40%以下)にすべきこと(サスティナビリティ・ルール)等を定めていた⁽²⁷⁾。その後2008年の世界金融危機の発生により、財政安定化規律は一時中止され、その後経済状況が平常に戻りつつあることを踏まえて2010年法が制定された。同法は公共部門の借入額の対GDP比を2010年度から2015年度にかけて漸減すること、2013年度末の公共部門純借入額の対GDP比を2009年度末の半分

以下にすること等を定めると共に⁽²⁸⁾、こうした具体的財政目標の変更に議会の承認が必要であること等を定め、国債に関する議会の監視機能を強化していた。

労働党政権下の手法については、財務省が経済循環の始まりと終わりの日付をデータ検証した上で過去に遡って決めていたため、財政安定化規律が守られているように見せるため、経済循環の期間が恣意的に決められているという批判が絶えず、その信用性が問われていた⁽²⁹⁾。保守党は2008年9月28日に刊行した政策文書の中で、「財政的持続可能性の信頼に値する判断は見通し型であるべき」と主張して労働党政権の遡及型の判断を批判し、こうした判断を下す独立機関 OBR 創設を掲げていた⁽³⁰⁾。

3 予算責任局創設に至る流れ

イギリスは1992年以来プラスの経済成長を続けてきたが、2008年に本格化した世界金融危機の影響を受け、2008年の第2四半期から2009年の第2四半期にかけてマイナス成長に転じた⁽³¹⁾。また金融危機による税収の減少、景気刺激策等による財政出動増大で財政状況も悪化し⁽³²⁾、公的部門純債務 (public sector net debt) は2008年度7244億ポンド⁽³³⁾ (対GDP比49.0%)、2009年度9564億ポンド (対GDP比62.0%)、2010年度1兆1010億ポンド (対GDP比68.7%) と増加の一途を辿り⁽³⁴⁾、2008年から

(26) 松浦 前掲注(6), p.112.

(27) 田中 前掲注(2), p.169.

(28) 近藤 前掲注(5), p.4.

(29) European Commission Directorate-General for Economic and Financial Affairs, *op.cit.* (14), p.73.

(30) *Reconstruction Plan for a strong economy*, September 28, 2014. <https://www.conservatives.com/~media/Files/Downloadable%20Files/Reconstruction_-_Plan_for_a_strong_economy.ashx?dl=true>

(31) “Economy tracker: GDP,” *BBC News*, 27 January 2015. <<http://www.bbc.com/news/10613201>>

(32) 財政制度等審議会財政制度分科会 前掲注(17), p.48.

(33) 2015年1月23日の為替レートは1ポンド177.73円である。

(34) Mehreen Khan, “Just how big is Britain's debt mountain?,” *Daily Telegraph*, 24 Sep 2014. <<http://www.telegraph.co.uk/finance/economics/11117335/Just-how-big-is-Britains-debt-mountain.html>> 公的部門純債務の対GDP比については、次の資料の“Aggregates (per cent of GDP)”も参照した。Public finances databank, 26th January 2015. <http://budgetresponsibility.org.uk/pubs/PSF_aggregates_databank_Jan_2015.xls>

サステナビリティ・ルールを逸脱している。

こうした厳しい経済状況を背景に戦われた2010年5月6日の総選挙において、保守党はイギリスの金利の高騰と信用格付けの低下を防ぐために、手始めに2010年度における60億ポンドの公共支出削減³⁵⁾を含めた早急な対応が必要であると訴え、その一環として独立機関のOBRを創設することで政府の国家財政運営に対する信頼を回復することを掲げた³⁶⁾。保守党は選挙で単独政権成立に必要な過半数議席を獲得することはできなかったが、第3党である自由民主党と連立することで5月11日に政権を発足させ、17日に暫定的にOBRを設立した。オズボーン財務大臣はOBR発足に当たっての演説の中で、イギリスの財政赤字拡大と信用低下の大きな原因は、労働党政権の歴代の財務大臣が楽観的な経済見通しを出し続けてきたことに求められるとして、財務大臣の権限である経済見通しの作成を独立機関に移譲することでイギリスの財政構造に対する信頼を回復すると述べている³⁷⁾。この時の設置は暫定的なものであり、OBRが正式な法的地位を獲得するのは、2011年法の該当規定（第1部第1条-第10条及び附則第1）が制定法的文書³⁸⁾に基づいて施行された、2011年3月23日及び4月4日以降である。

なおOBRの議長は、発足から2010年10月

4日までを暫定的にアラン・バッド (Alan Budd) 卿が務め、それ以降は財政研究所 (Institute of Fiscal Studies) の所長であった経済学者ロバート・チョート (Robert Chote) 氏が務めている。チョート氏はオズボーン財務大臣の財政緊縮政策に対して厳しい批判を繰り返していた人物であるため、任命は「独立」財政機関という看板に説得力を与えるものであると考えられている³⁹⁾。

おわりに—予算責任局の直面する課題—

OBR創設はおおむね歓迎されているが、これは財政政策の改革ではなく、政治改革であると指摘されている。OBRが財務省の擁する専門家達より構造的財政赤字の規模等について正確な予測をする保証はなく、政府が苦し紛れに楽観的な見通しを出したりしないという信頼を確立することにOBRの存在意義があるというのがその趣旨である⁴⁰⁾。また下院財務委員会も「OBRは独立しているだけでなく、独立していると認められなければならない」⁴¹⁾として、OBRの独立性に対する公共認識に大きな意義があることを強調しており、OBRが直面する課題もまたこれに関連している。

まず1つが、OBRの任務遂行過程において生じる、財務省等政府省庁との緊密な関係が独

35) *Invitation to join the government of Britain: the Conservative manifesto 2010*, April 2010, p.8. <<https://www.conservatives.com/~media/Files/Activist%20Centre/Press%20and%20Policy/Manifestos/Manifesto2010>>

36) *ibid.*, p.7.

37) “Speech by the Chancellor of the Exchequer, Rt Hon George Osborne MP, on the OBR and spending announcements,” 17 May 2010. <<https://www.gov.uk/government/speeches/speech-by-the-chancellor-of-the-exchequer-rt-hon-george-osborne-mp-on-the-obr-and-spending-announcements>>

38) 法律成立と同じ2011年3月22日に成立した、2011年「2011年予算責任及び会計検査法」(施行第1)命令 (The Budget Responsibility and National Audit Act 2011 (Commencement No.1) Order 2011 No. 892 (c.36)) のこと。

39) Sean O'Grady, “Osborne appoints critic to top job at Treasury watchdog,” *Independent*, 10 September 2010. <<http://www.independent.co.uk/news/business/news/osborne-appoints-critic-to-top-job-at-treasury-watchdog-2075370.html>>

40) “Welcome check on the chancellor: Osborne's new watchdog should improve fiscal policy,” *Financial Times*, 18 May 2010.

41) Treasury Committee, *Office for Budget Responsibility: Fourth Report of Session 2010-11*, vol.1, HC 385, 2010, p.27. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201011/cmselect/cmtreasy/385/385.pdf>>

立性を損なうとの指摘である。初代議長であるバッド卿は下院財務委員会に対して、OBRの限られた職員数（2014年3月31日現在19人⁽⁴²⁾）で経済財政見直しを作成するためには、予算策定に関わる未だ正式決定も公開もされていない政策資料に精通した、100人前後の政府省庁職員の関与が不可避であると論じている。同委員会もOBRの独立性と有効な調査能力の担保が二律背反の関係にあると認めており⁽⁴³⁾、OBRが大規模な組織拡張に踏み切らない限り、容易に解決できない問題である。

もう1つが、OBRが創設された当初から言われていた、オランダのように同局に対して野党の総選挙マニフェストにおける支出及び課税の公約の計算が合うか検証させるべきとする議論⁽⁴⁴⁾である。2013年9月22日には、野党労働党の影の財務大臣であるエド・ボールズ（Ed

Balls）氏がOBRのチョート議長に公式書簡で提案を行い⁽⁴⁵⁾、チョート議長は提案そのものには前向きながらも、2015年総選挙に間に合わせる事が困難なこと、また法改正に当たっては超党派の合意がある方が望ましい旨を下院財務委員会に報告している⁽⁴⁶⁾。2014年労働党は、議会における超党派の同意を得ることで夏の間に必要な法改正を進めようとしたが、同年6月25日の議決において289対218で否決された⁽⁴⁷⁾。野党の財政政策の検証は政策論議の質を高める⁽⁴⁸⁾との議論がある一方で、OBRを政治の舞台に引きずり出し、その独立性が問われる事態になりかねない⁽⁴⁹⁾との指摘もあり、こちらもまたOBRの独立性の維持とより有効な役割の追求とでジレンマを生じているといえる。

（おかひさ けい）

(42) *Office for Budget Responsibility: Annual report and accounts 2013-14*, HC98, 2014, p.15. <<http://budgetresponsibility.org.uk/wordpress/docs/Final-AR-web-version.pdf>>

(43) Treasury Committee, *op.cit.* (41), pp.22-23.

(44) Matthew Keep, "The Office for Budget Responsibility," *House of Commons Library Standard Note*, SN/EP/5657, 14 January 2015, pp.10-11. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN05657.pdf>>

(45) *ibid.*, p.10.

(46) Robert Chote, "[Letter to Andrew Tyrie]," 15 January 2014. <http://budgetresponsibility.org.uk/wordpress/docs/TSC_pre_election_costings1.pdf>

(47) "MPs reject Labour push for watchdog to audit manifesto claims," *BBC News*, 26 June 2014. <<http://www.bbc.com/news/uk-politics-28006740>>

(48) Ian Dunt, "Costing the opposition: Labour forces vote on manifesto audits," *politics.co.uk*, 22 June 2014. <<http://www.politics.co.uk/news/2014/06/22/costing-the-opposition-labour-forces-vote-on-manifesto-audit>>

(49) Szu Ping Chan, "Government watchdog 'should not audit party manifestos'," *Daily Telegraph*, 3 Sep 2014. <<http://www.telegraph.co.uk/finance/economics/11073674/Government-watchdog-should-not-audit-party-manifestos.html>>

2011年予算責任及び会計検査法（抄） （第1部「予算責任」、附則第1「予算責任局」）

Budget Responsibility and National Audit Act 2011 (2011 CHAPTER 4), Pt.1 and Schedule 1 - Extract -

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 岡久 慶訳

【目次】

第1部 予算責任

- 第1条 予算責任憲章
- 第2条 年次予算書
- 第3条 予算責任局
- 第4条 予算責任局の主要任務
- 第5条 主要任務の遂行
- 第6条 主要任務を遂行するための指導
- 第7条 能率等
- 第8条 報告書
- 第9条 情報開示請求権
- 第10条 制定法規定の差し替え

附則第1 予算責任局

[長文題名]

予算責任憲章及び財政状況・予算報告書のための規定を設け、予算責任局を設立し、会計検査院長についての規定を設け、会計検査院と称する法人を設立し、ウェールズ会計検査院長に関して、2006年ウェールズ統治法附則第5条及び第7条を改正し、その他の関係する目的の規定を定める法律⁽¹⁾

[2011年3月22日制定]

女王陛下は、現在の議会に参集した聖俗貴族及び庶民の助言と承認を得てこれにより、並びに同様の権能により、この法律を次のように制定する。

第1部 予算責任

第1条 予算責任憲章

- (1) 財務省は、財政政策の策定及び実施並びに国債の管理政策に関して、予算責任憲章〔以下「憲章」という。〕と呼称する文書を作成しなければならない。
- (2) 憲章は、特に次の第(a)号から第(c)号に掲げられることを定めなければならない。
 - (a) 財政政策及び国債管理政策に関する財務省の目標
 - (b) 財政政策に関する財務省の目標を達成する（「財政課題」）ための手段
 - (c) 第2条に基づいて作成された財政状況・予算報告書に含まれるべき項目
- (3) 憲章は、財務省が適切と考えるその他の資料を含むことができる。
- (4) 財務省は、憲章を議会に提出しなければならない。
- (5) 財務省は、時宜に応じて憲章を修正することができる。
- (6) 財務省は、憲章を修正したときは、修正した憲章を議会に提出しなければならない。
- (7) 憲章（又は修正した憲章）は、下院の決議において承認されるまで効力を生じない。
- (8) 財務省は、下院の承認を受けた後、憲章及びあらゆる修正した憲章を刊行しなければならない。

(1) 本稿は Budget Responsibility and National Audit Act 2011 (2011 Chapter 4) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2011/4>) を元に作成した。以下、インターネット情報は2015年1月15日現在である。[] 内の語句は訳者が補ったものである。

第2条 年次予算書

- (1) 財務省は、毎会計年度に財政状況・予算報告書を作成しなければならない。
- (2) 財政状況・予算報告書の内容は、憲章に定められた規定に従わなければならない。
- (3) 財務省は、各財政状況・予算報告書を議会に提出しなければならない。
- (4) 財務省は、各財政状況・予算報告書を刊行しなければならない。

第3条 予算責任局

- (1) 予算責任局と称する法人を設立する。
- (2) 附則第1は、予算責任局に関する規定を定める。

第4条 予算責任局の主要任務

- (1) 予算責任局は、国家財政の持続可能性について検証し報告することを任務とする。
- (2) この条において課せられる任務は、特に第3項及び第4項によって課せられるものをいう。
- (3) 予算責任局は、毎会計年度に2回、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるものを作成しなければならない。
 - (a) 経済財政見通し
 - (b) 財政課題が達成された、又は達成されそうな度合いの評価
- (4) 予算責任局は、毎会計年度に1回、次の第(a)号及び第(b)号に掲げるものをも作成しなければならない。
 - (a) 予算責任局が従前に作成した経済財政見通しの正確性の評価
 - (b) 国家財政の持続可能性の分析
- (5) 予算責任局は、第3項及び第4項に基づいて作成したいかなる見通し、評価又は分析も報告書に含めなければならない。
- (6) 予算責任局がこの条に基づく任務遂行において作成するいかなる報告書も、報告書を作

成するに当たって同局が考慮に入れた要素の説明を含まなければならない、特に次の第(a)号及び第(b)号に掲げるものを含まなければならない。

- (a) 予算責任局が立てた主な前提
- (b) 予算責任局が〔報告書の内容に〕関連すると思料する主要なリスク

第5条 主要任務の遂行

- (1) 予算責任局は、第4条に基づく任務遂行について、完全な裁量権を有するものとする（ただし、この条の第2項及び第3項並びに第6条及び第7条に従うものとする）。
- (2) 予算責任局は、任務を客観的に、透明性をもって、及び公平に遂行しなければならない。
- (3) いかなる政府の政策も予算責任局の任務遂行と関連する場合には、予算責任局は、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる規定に従うものとする。
 - (a) 予算責任局は、当該の政策に留意しなければならない。
 - (b) 予算責任局は、いかなる代替的政策の影響についても考慮しない。

第6条 主要任務を遂行するための指導

- (1) 憲章は、第4条に基づく任務遂行についての予算責任局に対する指導を含むことができ、特に、同条第3項又は第4項に基づいて作成することが求められる見通し、評価又は分析をいつ作成するかについての指導を含む。
- (2) ただし憲章は、予算責任局が当該見通し、評価又は分析を行うための手法について、規定を設けてはならない。
- (3) 予算責任局は、第4条に基づく任務遂行において、この条によって憲章に含まれることとなったあらゆる指導に沿って行動しなければならない。

(4) 財務省がこの条によって憲章に含まれることとなった指導の修正を提案する場合には、修正した憲章を、遅くとも第1条第6項に基づいて議会に提出する28日前に、その草案を刊行しなければならない。

第7条 能率等

予算責任局は、その職務を能率的かつ費用効率よく執行しなければならない。

第8条 報告書

(1) この条は、予算責任局が第4条に基づく任務遂行において作成するあらゆる報告書に適用する。

(2) 予算責任局は、次の第(a)号から第(c)号までに掲げることを行わなければならない。

- (a) 報告書を刊行すること。
- (b) 当該報告書を議会に提出すること。
- (c) 当該報告書の写しを財務省に送付すること。

第9条 情報開示請求権

(1) 予算責任局は、(合理的な時間であればいつでも)第4条に基づく任務遂行の目的のために、合理的に必要とする全ての政府情報にアクセスする権限を有する。

(2) 予算責任局は、政府情報を保管し、又はこれに対して責任を有するいかなる者に対しても、当該の目的のために必要であると合理的に考えるあらゆる援助又は説明を求める権利を有する。

(3) 「政府情報」とはあらゆる大臣又は政府省庁が保管する情報をいう。

(4) この条は、情報の開示又はいかなる援助若しくは説明の付与も禁止又は制限するあらゆる制定法又は法の原則に従うものとする。

第10条 制定法規定の差し替え

次の各号に掲げる規定は、この部における先行の規定に従って廃止される。

- (a) 1975年産業法第27条及び附則5(経済モデル及び見通し)⁽²⁾
- (b) 1998年財政法第155条から第157条まで(財政的安定)⁽³⁾
- (c) 2010年財務責任法⁽⁴⁾

附則第1 予算責任局

構成員

第1条

(1) 予算責任局は、次の第(a)号から第(c)号までに掲げる者によって構成される。

- (a) 下院財務委員会の同意を得て、財務大臣が任命する議長1名
- (b) 第(a)項に基づいて任命された者との協議の後、下院財務委員会の同意を得て財務大臣が任命する他の2名
- (c) 予算責任局が指名し、財務大臣が任命する2名以上の者

(ただし予算責任局の初期構成員の任命について特別規定を設ける第3条を参照すること)

(2) 当該人物が本則⁽⁵⁾第4条に基づく予算責任局の任務遂行に関連する知識又は経験を有する場合に限って、第1項第(a)号又は第(b)号に基づく任命を行うことができる。

(2) 政府政策の影響等を踏まえたマクロ経済モデルの作成と、これの開示を財務省に義務づけた規定。

(3) 財務省に、財政政策及び国債管理政策の形成と実施にかかる主要原則の適用規律(いわゆる「財政安定化規律」)を議会に提出すること等を義務づけた規定。

(4) 財務省に国家財政を健全に保つことを義務づける法律であり、政府の借入金を2010年度から2015年度にかけて漸減すること、2015年度の国債を前年比で減らすこと等を定める。

(5) 附則において本則における条について言及されるときは、すべて「本則〇〇条」として表記する。

任命及び再任の期間

第2条

- (1) 第1条第1項第(a)号又は第(b)号に基づく任命は、5年の期間とする（ただし第3条第5項も参照する）。
- (2) 第1条第1項第(c)号に基づく任命は、5年を超えない期間とする。
- (3) ある者を第1条に基づいて2回を超えて任命することはできない。

初期構成員の任命

第3条

- (1) 第1条第1項第(a)号に基づく任命に当たっては、次の第(a)号及び第(b)号に該当する者については、下院財務委員会の同意を要しないものとする⁽⁶⁾。
 - (a) 任命の直前まで、法制化されていない予算責任局で議長を務めていた者
 - (b) 既に下院財務委員会の同意を得て、財務大臣が任命した者
- (2) 第1条第1項第(a)号に基づく任命の期間は、該当する者が法制化されていない予算責任局の議長として任命された日を起点として解釈する。
- (3) 第1条第1項第(b)号に基づく任命に当たっては、次の第(a)号及び第(b)号に該当する者については、下院財務委員会の同意は必要ないものとする。
 - (a) 任命の直前まで、法制化されていない予算責任局で構成員を務めていて議長でない者
 - (b) 既に下院財務委員会の同意を得て、財務大臣が任命した構成員
- (4) 第1条第1項第(b)号に基づく任命の期間は、該当する者それぞれにつき、法制化されてい

ない予算責任局の構成員として任命された日を起点として解釈する。

- (5) 第1条第1項第(b)号に基づく最初の2つの任命は、当該の任命及び第1条第1項第(a)号に基づく最初の任命がそれぞれ別の時期に終了するように、5年未満の間とすることができる。
- (6) 第1条第1項第(c)号に基づく最初の2つの任命は、第1条第1項第(a)号に基づいて任命された者との協議の後、財務大臣が行うものとする。

俸給

第4条

- (1) 予算責任局は、財務省の承認を得て、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる事項を行うことができる。
 - (a) 財務省の決定する額の俸給を、予算責任局構成員に支払い、又は支払うための規定を設けること。
 - (b) 財務省の決定する額の年金、手当又は謝金を、予算責任局構成員である者又は構成員であった者に支払い、又は支払うための規定を設けること。
- (2) 次の第(a)号及び第(b)号に該当する者に対し、予算責任局は、財務省の決定する額を支払うことができる。
 - (a) 任期の満了以外の理由で予算責任局構成員でなくなった者
 - (b) 予算責任局及び財務省にとって、補償を受けることが妥当であることが明らかである者

(6) 保守党政権が成立した2010年に公的に設立され、2011年に法制化されたという経緯を持つ。第3条の以下の規定は、法律制定以前に任命された予算責任局職員については、改めて任命手続が必要でないという趣旨である。

任命のその他の条件

第5条

財務大臣は第1条に基づく任命について、その他の条件を決定することができる。

任命の終了

第6条

- (1) 予算責任局の構成員は、財務大臣に書面で通知することで辞任することができる。
- (2) 財務大臣は、次の第(a)号から第(f)号までのいずれかに該当する場合には、当該構成員に書面で通知することで任命を終わらせることができる。
 - (a) 当該構成員が予算責任局の許可なく同局の会合に3か月を超えて欠席した場合
 - (b) 当該構成員が破産し、又は債権者との整理に入った場合
 - (c) 当該構成員が債務者として不動産をスコットランドにおいて仮差押えされ、若しくは債務整理及び差押（スコットランド）法第1部に基づく債務整理プログラムに入った場合、又はスコットランドの法律に基づいて債権者との間で和議若しくは整理を行い、若しくは信託証書を設定した場合
 - (d) 不品行のため、当該構成員が任命を継続することが不適當である場合
 - (e) 当該構成員が任命の条件に従わなかった場合
 - (f) その他の理由で当該構成員がその職務を果たすことが不可能であるか、不適當であるか、又はその意思がない場合
- (3) ただし、第1条第1項第(a)号又は第(b)号に基づいて任命された者の任命は、下院財務委

員会の同意なく終了することができない。

予算責任局の地位

第7条

- (1) 予算責任局の職務は、国王⁽⁷⁾のため行使されるものとする。
- (2) 当該職務から生じる民事訴訟手続においては、次の第(a)号及び第(b)号に掲げる規定による⁽⁸⁾。
 - (a) 予算責任局は、政府の省庁という扱いで、1947年国王訴訟手続法が適用される。
 - (b) 予算責任局は、公共部門という扱いで、1857年国王訴追（スコットランド）法が適用される。
- (3) 予算責任局の資産は、国王のために保管しているものとみなす。

被用者

第8条

- (1) 予算責任局は、職員を雇用することができる。
- (2) 職員は、俸給及びその他の条件について、官吏担当大臣の承認を得て、予算責任局が決定することができる条件で雇用するものとする。
- (3) 予算責任局職員としての勤務は、公務員としての雇用であるものとする。
- (4) 予算責任局は、官吏担当大臣が指示した時期に、議会によって支給される金額の中から、同局職員である者若しくは職員であった者に対して又は当該者について支払うべき、1972年老齢年金法第1条に基づく年金、手当又は謝金の支給に必要な当該大臣が定めた増加額を、当該大臣に対して支払わなければならない。

(7) The Crown. 法律の文脈においては個々の君主ではなく、国家制度の中における機能としての国王を意味し、議会、大臣、公務員はこれらに所属する。

(8) 1947年国王訴訟手続法は国王（つまり国）がその公僕及び代理人の不法行為に対して責任を負う旨の規定を設けており、また1857年国王訴追（スコットランド）法はスコットランドにおける国王に関わる訴追手続を定めている。

委員会

第9条

- (1) 第1条第1項第(a)号及び第(b)号に基づいて任命された構成員は、予算責任委員会と呼称する予算責任局の委員会を構成するものとする。
- (2) 第1条第1項第(c)号に基づいて任命された構成員は、非執行委員会と呼称する予算責任局の委員会を構成するものとする。

第10条

- (1) 予算責任局は、その他の委員会を設置できるものとする。
- (2) 予算責任局に設置された委員会は、小委員会を設置できるものとする。
- (3) この条に基づいて設置された委員会又は小委員会は、予算責任局構成員又は職員ではない者によって構成され、又はそれらの者を含むことができる。
- (4) 予算責任局構成員又は職員ではない者の当該の委員会又は小委員会への任命は、財務省の承認を得て、予算責任局が決定する俸給及びその他の条件で行うものとする。

手続

第11条

- (1) 予算責任局は、次の第(a)項及び第(b)項に掲げることを決定することができる。
 - (a) 予算責任局の内部手続
 - (b) 第10条に基づいて設置された委員会又は小委員会の手続
- (2) 第9条に基づいて設置された委員会は、独自の手続を定めることができる。

職務の委任

第12条

- (1) 予算責任局は、その職務を、次の第(a)号から第(c)号までに掲げる者に委任することができる。

- (a) 予算責任局の構成員
- (b) 予算責任局の職員
- (c) 予算責任局の委員会

- (2) 第10条に基づいて設置された委員会は、(当該委員会に委任された職務を含めて)小委員会に職務を委任することができる。
- (3) 予算責任委員会は、本則第4条第3項及び第4項によって課せられた任務を遂行するものとする。
- (4) 当該の任務には、第1項の職務委任は適用しない。
- (5) 第1項又は第2項に基づく職務の委任は、(場合によっては)予算責任局又は委員会が主体となって当該職務を遂行することを妨げない。

非執行委員会による審査

第13条

非執行委員会は、本則第4条に基づく予算責任局の任務の遂行の方法について審査を行わなければならない。

証拠書類

第14条

- (1) 予算責任局の公印を適用するに当たっては、次の第(a)項又は第(b)項に掲げる者の署名によって、これが真正の物であることを証明するものとする。
 - (a) 予算責任局の構成員
 - (b) 予算責任局の構成員によって、当該の目的のため(一般的な又は特定の)権限を与えられた者全て
- (2) 予算責任局の公印を受けた上で執行されること、又は同局のため署名を受けることを意図する文書は、次の第(a)項及び第(b)項に掲げる規定に従うものとする。
 - (a) 証拠として扱うこと。
 - (b) そうでないことが証明されない限り、当

該意図どおりに執行し、又は署名すること。

- (3) この条は、スコットランドには適用しないものとする。

年次報告

第 15 条

- (1) 予算責任局は、毎会計年度に職務の遂行についての報告書を作成しなければならない。
- (2) 報告書は、特に本則第 4 条に基づく任務が本則第 5 条第 1 項及び第 2 項に則り遂行された度合いに関する、非執行委員会による評価を含まなければならない。
- (3) 会計年度に関する報告書は、当該会計年度が終わり次第、可能な限り速やかに作成しなければならない。
- (4) 報告書は、財務省に送付しなければならない。
- (5) 財務省は、報告書を議会に提出しなければならない。
- (6) 予算責任局は、報告書を刊行しなければならない。
- (7) 「会計年度」とは、次の第(a)項又は第(b)項に掲げるものをいう。
- (a) この附則が施行された時を起点とし、次の 3 月 31 日で終わる期間
- (b) 前掲の期間に続く 12 か月ごとの期間

外部審査

第 16 条

- (1) 非執行委員会は、少なくとも関連する 5 年の期間ごとに 1 回、ある者又は機関を任命し、予算責任局の報告書の中で当該委員会が決定したものについて審査し、報告を行わせなければならない。
- (2) 第 1 項の目的のために、「予算責任局の報告書」とは、次の第(a)項及び第(b)項に掲げる条件を備えているものをいう。
- (a) 本則第 4 条に基づく予算責任局の任務遂行において作成されたものであること。

(b) 関連する期日以降、刊行されていること。

- (3) 「関連する期日」とは、次の第(a)項及び第(b)項に掲げるものをいう。
- (a) この条に基づいて執行される最初の審査の場合には、2010 年 10 月 1 日
- (b) その後に続く審査の場合、この条に基づいて執行された最後の審査の期日
- (4) この条に基づいて任命することができる者又は機関は、本則第 4 条に基づく予算責任局の任務遂行に関連する知識又は経験を有する者に限る。
- (5) 予算責任局は、任命した者又は機関のこの条に基づく職務の遂行について、財務省の承認を得て、当該者又は機関に対して支払いを行うことができる。
- (6) 予算責任局は、次の第(a)号から第(c)号までに掲げることを行わなければならない。
- (a) この条に基づいて作成された各報告書を刊行すること。
- (b) 当該報告書を議会に提出すること。
- (c) 当該報告書の写しを財務省に送付すること。
- (7) 「該当する 5 年の期間」とは、次の第(a)項及び第(b)項に掲げるものをいう。
- (a) 2010 年 10 月 1 日を起点とする 5 年の期間
- (b) その後に続く 5 年ごとの期間

財務

第 17 条

- (1) 財務省は、議会によって支給される金額の中から、予算責任局が支弁する権限を有する目的にとって適切であると財務省が思料する額を支払うことができる。
- (2) 支払いは、財務省が適切と思料する時期に、財務省が適切と思料する条件で行うものとする。

会計及び監査

第 18 条

- (1) 予算責任局は、次の第(a)項及び第(b)項に掲

げることを行わなければならない。

- (a) 適切な会計及び当該会計の適切な記録を維持すること。
- (b) 毎会計年度の計算書を作成すること。
- (2) 各計算書は、次の第(a)号から第(c)号までに掲げる項目について、財務省からの指示に従わなければならない。
 - (a) 当該計算書に含まれる情報及びその提示の様態
 - (b) 計算書を作成するに当たって則るべき手法及び原理
 - (c) 議会の情報として提供すべき追加情報がある場合にはその情報
- (3) 予算責任局は、各計算書が関係する会計年度に続く6月の終わりまでに、その写しを次の第(a)項及び第(b)項に掲げる者に送付しなければならない。
 - (a) 財務省
 - (b) 会計検査院長
- (4) 会計検査院長は、次の第(a)項及び第(b)項に掲げることを行わなければならない。
 - (a) 各計算書を検証し、証明し、及び報告を行うこと。
 - (b) 各報告書の写し及び証明した各計算書の写しを財務省に送付すること。
- (5) 財務省は、各報告書の写し及び証明した各計算書の写しを議会に提出しなければならない。
- (6) 「会計年度」は第15条と同じ意味を有する。

第19条

予算責任局は、局内の財務管理が適切な財務行為を担保しているか否かについて、常に審査

しなければならない。

権限

第20条

予算責任局は、いかなる職務の遂行についても、これらを円滑にし、これらに貢献し、又は付随すると予測されるあらゆる行動を行うことができる。

正当性

第21条

予算責任局（又はその委員会若しくは小委員会）のいかなる行動もその正当性は、次の第(a)項及び第(b)項に掲げる事項によって影響を受けないものとする。

- (a) 欠員
- (b) 瑕疵がある任命

公記録

第22条

1958年公記録法附則第1（公記録の定義）第3条の末尾にある表の第2部の適切な位置に、「予算責任局」を挿入する⁽⁹⁾。

議会コミッショナー

第23条

1967年議会コミッショナー法附則第2（調査の対象となる省庁及び機関）の適切な位置に、「予算責任局」を挿入する⁽¹⁰⁾。

欠格

第24条

1975年下院欠格法附則第1第2部（全ての

(9) 1958年公記録法は、政府省庁その他関連機関の記録を公記録と定義し、これらを公文書館において保存する枠組みを定めた法律である。言及された表は、その記録が公記録として定義される機関を列挙するものであり、予算責任局もこの中に含まれることとなる。

(10) 1967年議会コミッショナー法は中央行政機関への苦情に対処し、調査を行う議会行政コミッショナーを設置する法律である。当該の規定により、予算責任局も同コミッショナーによる調査対象となる。

構成員が下院議員として欠格となる機関)の適切な位置に、「予算責任局」を挿入する⁽¹¹⁾。

第 25 条

1975 年北アイルランド議会欠格法附則第 1 第 2 部 (すべての構成員が北アイルランド議会議員として欠格となる機関)の適切な位置に、「予算責任局」を挿入する⁽¹²⁾。

人種関係

第 26 条

- (1) 1976 年人種関係法附則第 1A 第 2 部 (一般的法的義務に従うべき機関及び者)の「規制、監査又は査察に関わる機関」の見出しの下の適切な位置に、「予算責任局」を挿入する⁽¹³⁾。
- (2) 第 1 項による改正は、2010 年平等法附則第 27 による 1976 年人種関係法の廃止が効力を有したときに効力を失うものとする⁽¹⁴⁾。

情報の自由

第 27 条

2000 年情報自由法附則第 1 第 6 部 (この法律が適用する公的機関)の適切な位置に、「予

算責任局」を挿入する⁽¹⁵⁾。

平等

第 28 条

2010 年平等法附則第 19 第 1 部 (公的機関：一般)の「産業、ビジネス、財政等」の見出しの下の適切な位置に、「予算責任局」を挿入する⁽¹⁶⁾。

財務委員会への言及

第 29 条

- (1) この附則における財務委員会に関する規定は、次の第(a)号及び第(b)号に定めるところによる。
 - (a) 委員会の名称が変更された場合には、新規の委員会名に関する規定として扱うこと。
 - (b) 委員会の職務 (又は実質的に付随する職務) が他の委員会の職務となった場合には、当該職務を行使する委員会に関する規定として扱うこと。
- (2) 第 1 項に基づいて生じたあらゆる疑義に対しては、下院議長が決定するものとする。

(おかひさ けい)

(11) 1975 年下院欠格法は、特定の職 (例：軍人、裁判官等) に就いている者を下院議員として欠格とする法律である。この規定により予算責任局の構成員はすべて下院議員として欠格とされることとなる。

(12) 1975 年北アイルランド議会欠格法は、特定の職に就いている者を北アイルランド議会議員として欠格とする法律である。この規定により予算責任局の構成員はすべて北アイルランド議会議員として欠格とされることとなる。

(13) 1976 年人種関係法附則第 1A に列挙された機関は、不法な人種差別を排除し、異なる人種間の機会均等及び良い関係維持を促進する義務を負う。予算責任局も「規制、監査又は査察に関わる機関」として同様な義務を負うこととなる。

(14) 2010 年平等法は人種、年齢、性的嗜好等多岐に渡る差別是正法を調和させ、公的機関又はそれに類似した機能を持つ機関に差別の廃止及び平等の促進を義務づける法律であり、この法律に基づいて 2011 年 4 月 4 日に制定された 2011 年「2010 年平等法」(法律開始第 6 号) 命令 (The Equality Act 2010 (Commencement No. 6) Order 2011 (2011 No. 1066 (C. 43))) の制定に伴い 1976 年人種関係法は廃止された。2011 年予算責任及び会計検査法が制定された 3 月 22 日時点では同命令は施行されていないため、このような記述となっている。

(15) 2000 年情報自由法は、附則第 1 に列挙した公的機関に対し、情報開示請求を行うことを可能とする法律であり、予算責任局もこの規定により請求対象の機関となる。

(16) 2010 年平等法は、公的機関又はそれに類似した機能を持つ機関に差別の廃止及び平等の促進を義務づけており、該当する機関を附則第 19 において列挙している。予算責任局もこの規定により、当該義務を負う機関となる。